

## 枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

## 1. 策定の背景や法的根拠

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることで財産の管理や生活上の手続き等に支障がある人たちを社会全体で支え合う重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていない状況に鑑み、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「法」という。）が施行されました。

これには、法第12条に基づき国（厚生労働省）が「成年後見制度利用促進基本計画」を策定することや、法第14条に努力規定として市町村区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（＝市町村成年後見制度利用促進計画）の策定が位置づけられています。

平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画において、今後5年間の工程として市町村成年後見制度利用促進計画の策定が示されたことや、令和元年6月の「認知症施策推進大綱（認知症施策推進関係閣僚会議で決定）」なども踏まえ、本市における成年後見制度に係る基本的な計画となる「枚方市成年後見制度利用促進基本計画（第1期）」を策定するものです。

## 2. 主な内容

《国が示す基本事項》

本計画は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案しながら策定することが規定されています。国の基本計画には、市町村計画を定めるに当たって「具体的に盛り込むことが望ましい」事項として次の4つが示されており、これらを踏まえた計画とします。

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの以下の役割を実現させる整備方針
  - ・ 権利擁護支援の必要な人を発見し、必要な支援に繋げる地域連携の仕組みの整備
  - ・ 成年後見制度を必要な人が利用できるよう相談・対応体制の整備
  - ・ 意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- (2) 協議会の設置、運営等の具体化方針
  - 《協議会の役割》・チームや後見人等の支援
    - ・ 成年後見制度の円滑な利用の促進に向けた総合支援
- (3) チームの設置、活動等の具体化方針
  - ・ 権利擁護が必要な人を発見し、その個々の状況に応じた必要な支援への結び付け
  - ・ 後見人と関係者等が協力し本人を見守り、継続的な状況把握と支援
- (4) 中核機関の整備・運営方針
  - ・ 協議会の事務局や専門職の確保等、地域連携ネットワークの調整機関としての運営
  - ・ 地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能（広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援）の段階的・計画的な整備

#### 《本市の現状・特徴を踏まえた内容》

本市では、市民の間で成年後見制度を含む権利擁護への関心は高まっており、研修会には毎年多数の参加申込があります。

成年後見制度に係る課題として、枚方市社会福祉協議会において、成年後見制度を含む権利擁護に関する相談対応を行っているものの、常設の相談窓口としての体制整備が図れていないこと、また、本市において、これまで成年後見制度に係る現状分析を十分に行えていないことが挙げられます。

本計画を策定するにあたり、本市の高齢化率やその傾向、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の交付割合やその傾向等の基礎データの分析をはじめ、関係団体・事業所へのヒアリング等による実態調査を行い、現状分析の結果を踏まえたうえで、成年後見制度の利用促進に向けての具体的な手法を検討・反映することで、国の示す基本事項にとどまらず、本市の現状・特徴を踏まえた成年後見制度の利用促進につながる仕組みづくりを進めます。

#### 《計画の期間》

令和3年度から令和6年度まで（4年間）

### 3. 策定の進め方

#### (1) 策定期間

令和3年(2021年)3月（予定）

#### (2) 策定の考え方

法第14条第2項では、当該市町村区域での成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項の調査審議について、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるもの、とされています。

現在、本市では令和3年度からの「高齢者保健福祉計画（第8期）」の策定を進めており、さらには令和3年度からの「障害者基本計画」の策定も今後進めていく（令和2年4月諮問予定）ことから、この策定過程においても、成年後見制度の利用促進に関する事項は欠かせないものとなります。

こうしたことも踏まえ、本計画の策定は、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、本市における社会福祉全般に関する事項を調査審議する市長の附属機関としてすでに条例でも位置づけのある「枚方市社会福祉審議会」に諮問することとします。

なお、策定に係る審議は本審を中心に行うこととしますが、今後の審議を進める中では、臨時委員として高齢者福祉専門分科会と障害者福祉専門分科会に関わる当事者団体代表者を置くほか、高齢者福祉・障害者福祉の各専門分科会とも連携した調査審議を予定しています。

#### (3) 策定スケジュール案

|             |     |                           |
|-------------|-----|---------------------------|
| 令和2年(2020年) | 5月  | 社会福祉審議会（計画策定の諮問）          |
|             | 7月  | 関係団体へのヒアリング等を実施           |
|             | 9月  | 関係分科会（計画骨子の確認）            |
|             |     | 社会福祉審議会（計画骨子の審議）          |
|             | 11月 | 社会福祉審議会（計画素案の審議）          |
|             | 12月 | 計画素案の「市民意見聴取」の実施          |
| 令和3年(2021年) | 1月  | 社会福祉審議会（計画案の答申）           |
|             | 3月  | 枚方市成年後見制度利用促進基本計画（第1期）の策定 |

